

令和6年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率について

【趣旨】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率を報告いたします。

【概要】

資金不足比率 (単位：%)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0

・資金不足は発生していないため、資金不足比率は「なし」です。